

／ 全国一斉 ／

# 子どものための 養育費相談会

子どもの  
「今」と「未来」を  
支えるために

法定  
養育費って  
なに？

強制執行を  
したい

先取特権の  
メリットは？

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

開催  
日時

令和8年

9月5日 土

午前10時から 午後9時まで

養育費の  
取り決めが  
なくても  
請求できる？

離婚時まで  
遡って請求  
できるの？

取り決めの  
方法や内容が  
知りたい

フリーダイヤル ※当日のみの専用番号です。



0120-567-301

通話料無料 | 秘密は厳守します。安心してご相談ください。

LINE電話  
での相談に  
対応します。



チャットでの相談には対応できかねますので、あらかじめご了承ください。つながらない場合には、時間をおいて改めておかけください。



- 同居親、別居親どちらからでも相談できます。
- 離婚を検討されている方・養育費の取決めがされていない方もぜひご相談ください。
- 必要な際はお近くの司法書士を紹介します。
- 司法書士法に定める業務範囲内での対応となります。

私たち司法書士は、子どものための様々な問題に、全力で取り組んでいます。

主催：全国青年司法書士協議会

後援：日本司法書士会連合会 沖縄県司法書士会

共催：沖縄県司法書士青年の会